

個人対象

ひとり親世帯

新型コロナウイルス感染症の影響を受けるひとり親世帯を支援するため、給付金を支給します。申請が必要な人は、必要書類をご用意の上、子育て支援課窓口へ申請してください。

基本給付

給付額 1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円

対象 以下、①～③のいずれかに該当する人

①

令和2年6月分の児童扶養手当が支給される人

原則、申請不要です。該当者には7月に通知を送付しています。「受給拒否の届出書」の提出をしなかった場合、児童扶養手当を支給している口座に、栃木県から給付金が振り込まれます(8月中に振り込み予定)。口座を解約しているなど給付金の支給に支障が出る場合は、振込指定口座の変更手続きが必要となります。

②

公的年金等を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される人

申請が必要です。既に児童扶養手当受給資格者としての認定を受けている人だけでなく、児童扶養手当の申請をしていれば、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額または一部停止されたと推測される人も給付の対象となります。

③

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準となっている人

申請が必要です。収入が無い人でも、求職活動に新型コロナウイルス感染症の影響があったなど、得られていたはずの収入が得られなかった場合には、給付の対象となります。水準の目安:扶養親族が1人で令和2年2月以降の任意の月の収入合計額(養育費を含む)を12倍にした金額が365万円未満の場合等

追加給付

給付額 1世帯5万円

対象

上記、基本給付金対象の①または②に該当する人のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した人

申請が必要です。

臨時特別給付金

給付金は栃木県から振り込まれます

子育て支援課児童福祉係 ☎028(677)1333

申請受付

受付期間 8月3日(月)～17日(月)

※児童扶養手当受給資格者については、定例の現況確認時に併せて申請を受け付けます。

受付時間 8:30～17:15

※13日(木)は、19:00まで受付を延長します。

受付場所 子育て支援課窓口

必要書類 印鑑、本人確認書類、受取口座の通帳、戸籍謄本(児童扶養手当受給資格者は不要)

左記②に該当する人

年金手帳、遺族年金・障害年金などの非課税の年金等支給額が分かる書類(年金額決定通知書等)

※平成31年1月1日時点で町内に住所がない人は、このほかに平成30年中の収入額等および平成31年度課税の控除額が分かる書類が必要になる場合があります。

左記③に該当する人

令和2年2月以降の任意の月の収入額等が分かる書類「給与収入(給与明細書等)、事業収入・不動産収入(帳簿等)、公的年金収入(年金額決定通知書等※遺族年金・障害年金などの非課税の年金等を含む)」

このほか、申請者の生活を支えている扶養義務者などの人がいる場合や収入見込額の要件に満たないが、控除後の所得見込額が要件を満たす人などは追加書類が必要になる場合があります。詳細はお問い合わせください。

お問い合わせ

・厚生労働省「ひとり親世帯臨時特別給付金」コールセンター

☎0120(400)903 (受付時間:平日9:00～18:00)

・申請方法の詳細については、県子ども政策課☎028(623)3061または子育て支援課までお問い合わせください。



「ひとり親世帯臨時特別給付金」の振り込み詐欺や個人情報の詐取にご注意ください。ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省の職員などを名乗る不審な電話や郵便があった場合は、子育て支援課や最寄りの警察署または警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。